

鳥取縣公報

號 外
昭和十四年五月一日

月 曜 日

本書ノ大キク國定規格A5判

縣 令

◆鳥取縣令第九號

自動車用タイヤ、チューブ配給統制規則施行細則左ノ通之ヲ定ム

昭和十四年五月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

自動車タイヤ、チューブ配給統制規則施行細則

第一條 自動車用タイヤ、チューブ配給統制規則（以下單ニ規則ト稱ス）第九條第一項ノ規定ニ依リ購入票ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ別記第一號様式ニ依リ同條第二項ノ規定ニ依リ購入票ノ交付ヲ受ケントスル團體ハ別記第二號様式ニ依リ申請書ヲ左ノ區分ニ從ヒ所轄警察署長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

- 一 旅客又ハ物品ノ運輸、運送事業ノ用ニ供スル自動車ニ在リテハ其ノ營業所々在地
- 二 前號以外ノ用ニ供スル自動車ニ在リテハ其ノ者ノ住所
- 三 知事ノ指定シタル團體ニ在リテハ其ノ主タル事務所ノ所在地

第二條 前條ノ申請書ハ毎月五日迄ニ之ヲ提出スベシ

第三條 購入票ハ申請書ノ經由アリタル警察署長又ハ知事之ヲ交付ス

第四條 購入票ヲ盜難、燒失其ノ他ノ事由ニ因リ再交付ノ必要ヲ生ジタルトキハ其ノ事由明白ナル場合ニ限リ再交付ヲ爲スコトアルベシ

前項ニ依リ購入票ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ別記第三號様式ノ申請書ヲ所轄警察署長ヲ經由知事ニ提出スベシ

第五條 規則第六條ノ規定ニ依リ團體ノ指定ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ其ノ事務所々在地ヲ管轄スル警察署長ヲ經由知事ニ申請スベシ

- 一 團體名及代表者ノ氏名
- 二 團體組織者ノ住所氏名及其ノ承諾書
- 三 主タル事務所ノ所在地
- 四 役員ノ住所氏名
- 五 定款又ハ規約
- 六 購入票ノ配布方法

前項ニ依リ指定ヲ受ケタル團體ニシテ購入票ヲ交付スルニ不適當ト認ムルトキハ知事其ノ指定ヲ取消スコトアルベシ

第六條 規則第六條ノ規定ニ依リ購入票ノ交付ヲ受ケタル團體ニ在リテハ別記第四號様式ニ依リ配布明細書ヲ作成毎月五日迄ニ所轄警察署長ヲ經由知事ニ提出スベシ

第七條 天災事變其他已ムコトヲ得ザル事由ニ依リ購入票ニ依ラズシテ自動車用タイヤ、チューブヲ購入セントスル者ハ所轄警察署長ノ證明ヲ受クベシ

第八條 規則第三條第一項第四號及同第五條第四號ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル場合ハ販賣業者及買受人連署ノ上左記事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ販賣場所在地ヲ管轄スル警察署長ヲ經由知事ニ提出スベシ

- 一 販賣業者ノ住所氏名名稱
- 二 買受人ノ職業氏名住所
- 三 販賣セントスル自動車用タイヤ、チューブノ數量 (タイヤニ在リテハ種類別寸法別數量ヲチューブニ在リテハ寸法別數量ヲ謂フ)
- 四 許可申請ヲ爲サントスル事由

第九條 規則第四條第二項後段ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ左記事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ所轄警察署長ヲ經由知事ニ提出スベシ

- 一 使用者ノ住所氏名名稱
- 二 使用セントスル自動車用タイヤ、チューブノ數量
- 三 許可申請ヲ爲サントスル事由

第十條 規則第十一條ノ許可ヲ受ケントスル場合ハ讓渡人及讓受人連署ノ上左記事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ讓渡人ノ住所地ヲ管轄スル警察署長ヲ經由知事ニ提出スベシ

- 一 讓渡人及讓受人ノ職業氏名及住所
- 二 讓渡セントスル自動車用タイヤノ數量及番號又ハチューブノ數量
- 三 許可申請ヲ爲サントスル事由

第十一條 規則第十四條第三項ノ規定ニ依リ販賣業者ヨリ知事ニ提出スベキ報告書ハ別記第五號様式ニ依リ毎月五日迄ニ販賣場所在地ヲ管轄スル警察署長ヲ經由シテ知事ニ提出スベシ

00354

第十二條 規則第十三條第二項ノ規定ニ依ル販賣業者ノ帳簿ハ別記第六號様式ニ依ルベシ
 第十三條 本令ノ規定ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ正副二通ヲ作成提出スベシ
 附 則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 規則ノ施行ニ依リ効力ヲ失ヒタル従前ノ自動車用タイヤ、チューブ購入證明書ハ昭和十四年五月末日迄ニ知事ニ申請シタル者ニ限り新購入票ト引換交付ス

第一號様式

(用紙美濃判半切)

自動車用タイヤ、チューブ購入票交付申請書

所有自動車	種類	用途	台數	現在使用中ノ タイヤ、チューブ品種	同上寸法	前月中ニ於ケル 一台當走行料程
	品	種	寸	法	數	量
買受ケントスル 自動車用タイ ヤ、チューブ						
前 回 交 付 ヲ 受 ケ タ ル 入 票	年月日			種類別枚數		
					使用豫定期間	
					自昭和 年 月 日	至昭和 年 月 日
					申請者業種	

00355

交付申請理由						
--------	--	--	--	--	--	--

右購入票交付相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

郡市 村町 大字 番地

(申請者氏名印)

鳥取縣知事 殿

第二號様式

(用紙美濃判半切)

月分自動車用タイヤ、チューブ購入票交付申請書

一、買受ケントスル自動車用タイヤノ種類別數量 別紙明細書ノ通り

二、買受ケントスル自動車用チューブノ數量 別紙明細書ノ通り

右購入票交付相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

